

○木更津市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

平成23年3月1日

告示第47号

(目的)

第1条 この要綱は、本市が設置する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 主に犯罪を予防することを目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置で、映像録画装置を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより録画した映像をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 SDカード、ハードディスクその他の防犯カメラで撮影した画像を記録する媒体をいう。
- (4) 画像取扱者 管理責任者、取扱責任者及び地域共生推進課くらし安心係職員をいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用は、その目的の達成に必要な範囲内で行うこと。
- (2) 防犯カメラの設置場所は、事前に市民に周知すること。

(設置区域)

第4条 防犯カメラは、道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所（以下「設置区域」という。）に設置する。

- 2 設置区域の道路、公園、広場等の公共の場所で市民の見やすい箇所に、あらかじめ木更津市防犯カメラ設置標識（別記第1号様式）を掲示する。

(稼動時間)

第5条 防犯カメラの稼動時間は、24時間とする。

(画像の保存期間等)

第6条 画像の保存期間は、録画日の翌日から1週間とする。ただし、犯罪防止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の保存期間を終了した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。
- 3 画像のモニター設備は、取付けない。

(管理責任者及び取扱責任者)

第7条 市長は、防犯カメラの適正な設置及び画像の適正な管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、市民協働部地域共生推進課長（以下「地域共生推進課長」という。）とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 防犯カメラの設置区域に関すること。
- (2) 画像の保存及び取扱いに関すること。
- (3) 画像取扱者（市民協働部地域共生推進課くらし安心係職員のうち画像の取扱いを担当する職員をいう。以下同じ。）の指定及び解除に関すること。
- (4) 防犯カメラの設置または運用に関する苦情等の対応に関すること。

3 取扱責任者は、市民協働部地域共生推進課くらし安心係長（以下「交通防犯担当総括」という。）とし、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。
- (2) 映像録画機器の点検及び維持管理に関すること。

(画像の管理基準)

第8条 画像を記録する電磁的記録媒体は、施錠できる設備の中で保管しなければならない。また、画像記録装置及び画像が記録された電磁的記録媒体を廃棄する場合は、破壊や裁断等により再生不能な状態にしてから廃棄しなければならない。

2 画像取扱者は、画像が記録された電磁的記録媒体を防犯カメラから回収したときは、当該画像が記録された電磁的記録媒体を保管する設備に保管しなければならない。

3 画像取扱者は、画像が記録された電磁的記録媒体を防犯カメラから回収したときは、電磁的記録媒体を回収した日時並びに電磁的記録媒体に記録されている画像の概要及びその期間を日誌（別記第2号様式）に記録し、管理責任者及び取扱責任者の承認を受けなければならない。

4 保管する電磁的記録媒体の画像は、修正、一部の消去その他の加工をしてはならない。

(画像の利用基準)

第9条 画像の検索及び複写は、画像取扱者が行うものとする。

2 市長は、画像に個人を識別できる情報が記録されている場合であって、当該電磁的記録媒体等に市の管理する財産の侵害等に係る画像等の市の利害に係る画像が含まれており、かつ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

第69条第1項に規定する法令に基づく場合又は同条第2項の規定に該当するときは、関係する機関の職員に当該画像を視聴させ、又は提供することができる。

3 市長は、電磁的記録媒体に犯罪を行っている画像が記録されており、かつ、法第69条第1項に規定する法令に基づく場合又は同条第2項の規定に該当するときは、警察等の関係機関に当該画像を視聴させ、又は提供することができる。

4 市長は、前項の規定により、警察等の関係機関の職員に画像を視聴させ、又は提供するときは、当該関係機関から文書による照会又は依頼を求めるものとする。ただし、市長が文書による照会等がないことにやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
(画像の利用)

第10条 画像取扱者は、画像を視聴し、又は視聴させるときは、画像を視聴する者又は視聴させる者の機関、職及び氏名並びに当該視聴の目的、年月日及び画像の概要を日誌に記録し、管理責任者及び取扱責任者の承認を得なければならない。

2 画像取扱者は、画像を複写するときは、画像を複写する者の職及び氏名並びに当該複写の目的、年月日及び画像の概要を日誌に記録し、管理責任者及び取扱責任者の承認を得なければならない。

3 画像取扱者は、前条第2項又は第3項の規定により画像を提供する場合は、提供先並びに提供先の責任者の職及び氏名並びに当該提供の目的、年月日、画像を返却する予定日及び画像の概要を日誌に記録し、管理責任者及び取扱責任者の承認を得なければならない。

4 画像取扱者は、前条第2項又は第3項の規定により画像を提供する場合は、当該提供しようとする画像が記録されている電磁的記録媒体の必要な箇所を複写し、当該複写した画像を提供するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、裁判所への証拠物の提出等原本の提供が必要である場合は、原本を提供できる。この場合において、画像取扱者は、当該電磁的記録媒体を複写し、原本が返却されるまでの間複写した電磁的記録媒体を保管するものとする。

(画像の消去基準)

第11条 画像取扱者は、防犯カメラから回収した電磁的記録媒体に記載されている画像を電磁的記録媒体の回収後6箇月を経過した後、速やかに消去しなければならない。ただし、当該画像を犯罪を告発するための証拠物としたとき、訴訟の証拠物としたとき等、その後の電磁的記録媒体に記録された画像を保管する必要があるときは、この限りでない。

(画像の消去)

第12条 電磁的記録媒体に記録された画像の消去は、画像取扱者が行わなければならない。

2 電磁的記録媒体に記録された画像を消去した者は、当該消去を行った画像取扱者以外の画像取扱1名以上の者に画像が消去されていることの確認を求めなければならない。

3 電磁的記録媒体に記載された画像を消去した者は、画像を消去した者の職及び氏名を日誌に記載し、管理責任者及び取扱責任者の確認を受けなければならない。

(日誌の保存期間)

第13条 日誌の保存期間は、5年とする。

(守秘義務)

第14条 管理者、責任者及び取扱担当者は、街頭防犯カメラ及び画像の取り扱いにより知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日告示第184号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月4日告示第108号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年2月13日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日告示第83号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月9日告示第164号)

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月1日告示第190号)

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条第2項）

（縦300ミリ×横100ミリ）

防
犯
カ
メ
ラ
作
動
中

（ 英語文 ）

（ 韓国語文 ）

（ 中国語文 ）

木更津市

K i s a r a z u C i t y

第2号様式（第8条第3項）

日誌

月	日	確 認	管理責任者		取扱責任者	